

辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 28 年 2 月 5 日(金)午後1時30分から午後3時04分

2. 開催場所 辰野消防署 3 階第小会議室

3. 出席委員(16 人)

会長	1 番	尾坂 壽夫
会長職務代理者	2 番	赤羽 則子
委員	3 番	三浦 淳
	4 番	上島 貞章
	5 番	中村 智子
	6 番	足助 聰美
	7 番	下田 節子
	8 番	野澤 修一
	9 番	根橋 英男
	10 番	根橋 鉄雄
	11 番	竹淵 光雄
	12 番	宇治 昭三郎
	13 番	有賀 勝英
	14 番	宮原 光平
	15 番	小澤 浩矩
	16 番	栞澤 幸雄

4. 欠席委員(なし)

5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定に基づく許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について

議案第3号 非農地の承認について

報告事項

(1) 専決事項について

1 月許可決定の 4 条 2 件、5 条 2 件については、長野県農業会議から 1 月 15 日付けで許可相当の意見答申があったので、許可指令書を交付した。

(2) 農地法第18条第6項の規定による届出
その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	役場産業振興課長 飯澤誠
事務局次長	役場産業振興課補佐兼農政係長 原照代
書記	役場産業振興課農政係専門員 千田茜

7. 会議の概要

(開会)

<尾坂会長>

はい、どうも改めまして、こんにちは。大変お忙しい中全員の方に出席していただきまして大変ありがとうございました。立春も過ぎまして、まだまだしかし朝夕は寒い日が続いております。しかし日中の温度も5度前後まで上がりますと、やはり春らしさを感じる今日この頃でございます。しかし一日の温度差が大変大きいために体の変調を起こす人もおりますので体調管理には十分気をつけていただきたいと思います。あと二ヶ月間よろしくお願ひしたいと思います。1月の行事でございますが、1月12日には農業功績者表彰の選考会がございまして、飯澤課長さんと私で出席しました。われわれが推薦しました農業功績者表彰として赤羽さん、名人として根橋さんが推薦されましたのでお伝え申し上げたいと思います。それから1月18日には今宮田村で問題になっております産業廃棄物の最終処分場建設についての学習会がございまして、事務局といてまいりました。その産業廃棄物の中に放射性物質が含まれているということで大変今問題になっているところございまして、これからも難しい、辰野町においてもまたこのような問題が起こってくるんじゃないかなと思っているところでございます。1月19日には長野県農業会議の臨時総会がありました。これは農業委員会等の法改正に伴いまして県指定の認可法人になりました農業会議が、一般社団法人となりまして移行するために規約改正のための総会、臨時総会でございました。1月22日には多くの方に参加していただきまして農業委員会活動活性化セミナーに大勢の方に参加いただきましてありがとうございました。そして1月26日にはJA 上伊那農業振興大会がございまして、事務局といてきたところでございます。1月は農業委員関係としましても結構ございまして忙しかったかなと思っているところでもあります。今月につきましても今後の日程のところにもございまして、9日には遊休農地活用シンポジウムということで何人かの人に出席していただきますのでよろしくお願ひします。また12日には女性農業委員の研修会がございまして。女性農業委員の皆様方、私も一応出席する予定でございますがよろしくお願ひします。また、2月22日にはやはり農業委員会といたしまして大きなイベントでございます上伊那ファーマーズのつどいがございまして。先程

申し上げました、二人が表彰・名人として認定されますので、全員の皆さん方にはぜひ出席していただきまして、一応その後祝賀会も予定しております、全員の参加をお願いしたいと思います。このような形で持っているいろいろな面において皆さん方のご支援ご協力をお願い申し上げます。最後に本日の議事につきまして慎重審議お願い申し上げますが簡単でございますが挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

では、座らせてやらせていただきます。3番の、議事録署名人の指名でございますが、15番の小澤委員さん、16番の栗澤委員さん、よろしくお願いいたします。

次に、4番の議事に入りたいと思います。議案第1号、農地法の規定に基づく許可について、事務局より説明をお願いいたします。

【議案第1号、3条の規定による許可について、1～2番朗読】

<原事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。

伊那市中央…にお住まいのAさん所有の、大字伊那富字山腰…番、地目は畑、27㎡を、大字伊那富…番地にお住まいのBさんが取得するものです。譲受人の保有している農業機械、労働力、通作距離等見ても効率的な利用が可能です。農地取得後の農業経営面積が18aで下限面積を満たしていませんけれども、農地法第3条第2項第5号の規定の例外として、位置等からみて自己所有の隣接農地等と一体的に利用すべき農地等の所有権を取得する場合というものがあります。地図をごらんいただきますと、左下のほうに譲受人のBさんのお宅がありますがその南の畑もBさんの土地です。そして申請地の左側と下側は他人の土地でありますので、位置的に見てBさんしか利用できない状況です。今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、よって許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、有賀委員と野澤委員から意見書をいただいています。

<尾坂会長>

はい、では有賀委員さんでいいですか。お願いします。

<13番有賀委員>

13番の有賀がご説明します。今事務局から説明ございましたけれども、本当に細い土地ですので、境については全然問題ないということで審議の方よろしく申し上げます。以上です。

<尾坂会長>

はい、ただいま説明がありました、番号1番につきまして何かご意見質問等ございましたらお願いいたします。「(「異議なし」の声)はい、条件もいいということでございますのでこの件につきまして許可することといたします。はい、どうもありがとうございました。続きまして2番につきまして説明をお願いいたします。

<原事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。

先ほど1番のAさんが所有いたします、大字伊那富字山腰…番、地目は畑、2660㎡を、大字伊那富…番地にお住まいのBさんが取得するものです。譲受人の保有している農業機械、労働力、通作距離等見ても効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は3.3ヘクタールで下限面積を超えております。今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましても、野澤委員と有賀委員から意見書をいただいています。

<尾坂会長>

では野澤さん、お願いします。

<8番野澤委員>

はい、この土地ですけれどもAさんは現在伊那に住んでいるといわれましたけれども、元は辰野の方でありまして、現在耕作のできないような状況でありますし、Bさんが農業経営として譲り受けてきちんとできると思われまますので、この3条を認めていいと思います。

<尾坂会長>

ただいま説明がございました、2番につきましてご意見ご質問等ありましたらお願いいたします。「(「なし」の声)はい、やむをえないと、異議なしということでございますのでこの件につきまして許可することといたします。ありがとうございました。続きまして次の5条ですか、説明をお願いいたします。

【議案第1号、5条の規定による許可申請について1番朗読】

<原事務局次長>

1番、使用貸借権の設定でございます。

大阪府高槻市南平台五丁目..番..号にお住まいのAさんが所有いたします、大字伊那富字青木…番、地目は田、面積353㎡を、同居の夫でありますBさんが使用貸借し住宅を新築するための申請でございます。借人は現在妻と大阪に暮らしておりますが、定年を機に妻の故郷である辰野町への移住を考え、妻所有の申請地を使用貸借し住宅を新築する計画でございます。申請地は上下水管の埋設された道路沿道で500メートル以内に二つ以上の公共公益的施設、辰野南小学校と羽北保育園がありますので、農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地であり原則許可で問題ないと判断いたします。なお、農業振興地域からの除外、西天竜土地改良区からの脱退は事前にすんでおります。この件につきましては、野澤委員、有賀委員から意見をいただいております。

<尾坂会長>

はい、野澤委員さん、お願いします。

<8番野澤委員>

はい、この件ですけれどもAさん、親から相続を受けた田んぼであります。Bさんが旦那さんであります。この土地につきましても4メートル以上の道路に続いておりますし、杭もきちんと打ってあります。この周辺もすでに宅地化が進んでおまして今回の5条による転用につきましては、周辺農地への影響は少ないと思われまます。

<尾坂会長>

はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見ご質問等ありましたらお願いします。(「異議なし」の声)何か。大阪からこちらに戻ってくるということでございますのでまた、ご協議ありがとうございました。この件について許可することにいたします。どうもありがとうございました。続いて、議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について、説明をお願いいたします。

【農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】

<原事務局次長>

利用権の設定であります。詳細は議案書の通りでございます。

計4件、4筆、面積は5005㎡です。経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、ご報告いたします。

<尾坂会長>

ただいま事務局より説明がございました、利用権につきまして何かご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。「異議なし」の声)ご意見ございませんのでこれについて決定したいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。続きまして議案第3号、非農地の承認について、事務局説明お願ひいたします。

【議案第3号、非農地の承認について】

<原事務局次長>

非農地証明書の交付申請でございます。

大字上島…にお住まいのAさんから、大字上島字上島…番、登記地目は畑、面積33㎡と、大字上島字上島…番、登記地目は畑、面積1057㎡について申請がありました。理由としまして、申請地は昭和40年代に植林したものと思われ、周囲も山林となっております。農地に復元するのは容易ではなく農地として利用される可能性もないことから、辰野町農業委員会非農地証明事務取扱要領の証明基準に該当し、非農地とすることはやむをえないものと思われまゝ。この件につきましては、三浦委員、根橋鉄雄委員が現地を確認しております。

<尾坂会長>

はい、三浦委員さん、お願ひします。

<3番三浦委員>

3番の三浦がご説明します。1月20日に10番の根橋委員とAさんから説明を受けました。(場所の説明)両方、今事務局からご説明のあったように、昭和の時代に木を植えてそのまま、ほかは変更したんですがここだけ残ったという話で、現状見ましてももう山林になっておりますので現状復帰は無理ということで確認しました。ご審議よろしくお願ひいたします。

<尾坂会長>

はい、どうもありがとうございました。ただいまの件につきまして、ご意見ご質問等ございましたらお願ひいたします。もうすでに山林化してるという状況でございます。「異

議なし」の声)はい、やむをえないということで、この件につきまして、承認することといたします。どうもありがとうございました。次に報告事項に入りたいと思います。(1)専決事項、(2)の農地法第18条第6項の規定による届出について、説明をお願いします。

報告事項

<原事務局次長>

それでは報告事項ということで、1月許可決定の4条2件、5条2件については、長野県農業会議から1月15日付けで許可相当の意見答申がありましたので、許可指令書を交付いたしております。次に、農地法第18条第6項の規定による通知書ということで、貸借の合意解約でございますが、5件、議案書のとおりでございます。報告事項は以上でございます。

<尾坂会長>

はい、ただいま説明がございました報告事項につきまして、(1)番(2)番について質問等ございましたらお願いします。(円滑化事業の解約と利用権の設定の解約の別について質問あり、説明)はい、どうもありがとうございました。それではその次、その他、その他につきまして、下限面積、お願いします。

その他

○下限面積について

資料により千田説明、資料不足により次回総会にて議案にしないことに決定

○今後の日程

・2/9(火)遊休農地解消シンポジウム(長野市、会長・代理・有賀委員・事務局)

・2/12(金)県女性農業委員の会研修会(松本市・会長・女性委員・事務局)

・2/22(月)上伊那ファーマーズのつどい(伊那市、全員出席・受賞者)

受賞祝賀会(たつのパークホテル)12:30 役場発

○次回委員会開催日 3月 4日(金)午後2時30分～写真撮影

午後3時～総会 第6会議室

午後5時30分～慰労会

(閉会)

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証
するため、これに記名押印する。

平成 年 月 日

会 長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印